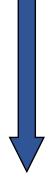


申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合の 申請の取扱いの見直し

- 四国地域行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る中小企業庁の取組 -

きっかけとなった行政相談の要旨

中小企業経営強化税制(設備取得費用の即時償却又は税額控除が受けられる租税特別措置)の適用を受けるため、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく経営力向上計画の認定申請書を認定機関に申請期限前の金曜日に郵送したが、申請期間の末日(設備取得日から60日目)が休日(日曜)に当たり、翌開庁日(月曜)に届いたため、申請が受理されなかった。



- <四国地域行政改善推進会議の主な意見> 申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、
 - i)翌開庁日まで期限の繰延べをしなければ、申請期間が確保されず、実質的に期限を繰り上げる取扱いとなり、申請者に不利益が生ずる
 - ii) 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条の規定の趣旨及び民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を踏まえ、翌開庁日を申請の期限とすることが適当

四国地域行政改善推進会議の意見を踏まえ、総務省行政評価局から 中小企業庁にあっせん



<あっせん>

「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たる場合は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示すること 等

中小企業庁の回答(令和6年6月28日回答)

紙媒体による郵送申請の場合は、閉庁日に申請することができないことから、今後、実施要領及び手引きを改正し、改正後の紙媒体の郵送申請については、設備取得日から 60 日目が閉庁日に該当する場合は、翌開庁日に申請がなされた場合でも、翌開庁日の申請であることのみを理由に却下することなく、審査を開始することとする。

【連絡先】

総務省四国行政評価支局 首席行政相談官室

電話:087-826-0675

E-mail: skk32@soumu.go.jp